

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成八年三月八日

宮城県規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第二条 法第十五条第四項に規定する報告は、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告書(様式第一号)により行うものとする。

(計画の認定申請書)

第三条 法第十七条第一項の規定により知事に提出する認定の申請書は、同項の申請に係る建築物の敷地となる土地の区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

2 省令第二十八条第二項の所管行政庁が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 一般財団法人日本建築防災協会(昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。)を事務局として設置された既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に耐震判定委員会として登録されている団体(以下「判定委員会」という。)が発行する建築物の耐震改修の計画の判定書(以下「耐震改修計画判定書」という。)の写し又はこれに代わる書類

二 その他知事が必要と認める書類

3 前項並びに省令第二十八条第一項から第七項まで、第九項及び第十項の規定により申請書に添える書類及び図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

(計画の変更の認定申請)

第四条 法第十八条第一項の認定を受けようとする認定事業者は、変更認定申請書(様式第二号)の正本及び副本に、変更後の建築物に係る耐震改修計画判定書の写し又はこれに代わる書類(前条第二項第一号の書類を提出した場合に限る。)並びに省令第二十八条第一項から第七項まで、第九項及び第十項に規定する図書のうち変更に係る部分について変更前及び変更後を明示した図書をそれぞれ添えて知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(工事完了報告)

第五条 法第十七条第三項に規定する計画の認定を受けた事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事が完了した場合は、速やかに工事完了報告書（様式第三号）によりその旨を知事に報告しなければならない。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書)

第六条 省令第三十三条第一項の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 省令第三十三条第一項第一号に掲げる図書を添付する場合にあつては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写し又はこれに代わる書類
- 二 省令第三十三条第一項第二号に掲げる図書を添付する場合にあつては、同項の表に掲げる書類
- 三 建築物現況調査報告書（様式第四号）
- 四 建築基準法第十二条第一項の規定による報告を要する建築物にあつては、法第二十二条第一項の認定を申請しようとする日前の直近に知事に提出した当該報告に係る報告書（以下「定期報告書」という。）の副本の写し又はこれに代わる書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

2 省令第三十三条第二項第一号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 検査済証の写し又はこれに代わる書類
- 二 次のいずれかに掲げる書類
 - イ 判定委員会が発行する耐震診断に係る判定書（以下「耐震診断判定書」という。）の写し
 - ロ 耐震改修計画判定書の写し及び耐震改修工事施工報告書（様式第五号）
 - ハ イ又はロに代わる書類
- 三 省令第三十三条第一項の表に掲げる書類
- 四 建築物現況調査報告書（様式第四号）
- 五 建築基準法第十二条第一項の規定による報告を要する建築物にあつては、定期報告書の副本の写し又はこれに代わる書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

3 省令第三十三条第二項第二号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 省令第三十三条第一項の表に掲げる書類
- 二 建築物現況調査報告書（様式第四号）
- 三 建築基準法第十二条第一項の規定による報告を要する建築物にあつては、定期報告

書の副本の写し又はこれに代わる書類

四 その他知事が必要と認める書類

- 4 前三項及び省令第三十三条の規定により申請書に添える書類及び図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

(基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第七条 法第二十四条第一項に規定する報告は、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第六号）により行うものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書)

第八条 省令第三十七条第一項第三号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 耐震診断判定書の写し又はこれに代わる書類
- 二 その他知事が必要と認める書類

(要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告)

第九条 法第二十七条第四項に規定する報告は、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第七号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年規則第四三号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす